

平成30年度定期監査指摘事項一覧

区分	担当課	指摘内容	経過及び対応策
(1)財務事務に 関する事項	生活環境課 まち整備課	ア 諸収入金に係る延滞金取扱不適 ① 上下水道使用料、住宅使用料ほかの滞納者に対する延滞金の徴収実績なく「諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例」に抵触徴収の励行、又は私債権の取扱方針を明確化した上での条例の改定整備を要する。	上下水道使用料に係る延滞金徴収につ いては、滞納者に対する周知期間を設け たうえで、平成31年度中の徴収実施に向 け事務手続を進める。
	生活環境課 学校教育課 学校教育課 議会事務局 各課	イ 資金前渡支出の未精算(精算処理を怠ったもの) ① 研修会等参加負担金 5カ月経過(生活環境課) ② 使用料及び賃借料 4カ月経過(学校教育課) ③ 交際費 2ヶ月経過(議会事務局) ④ 資金前渡支出の未精算防止策 (各課)	【学校教育課】 ・12月6日精算処理を行った。 ・資金前渡支出後、速やかに精算処理を 行うよう努める。 【町民課】 返還金が生じるため、原則、翌日精算を 徹底しており、基本的に未精算は無い。
	各課	ア 重要書類管理不適 ① 土地権利証、貸借借等契約書、各種念書・覚書等の長期効力ある重要書類について の目録の整備、保管方法の統一。 ② 保存年限、保管方法を定める管理規則の制定。	【町民課】 差押調査(平成31年度中に目録等の整 備をする。)
	まち整備課	イ 高額消耗品(概ね一点1万円以上程度)の在庫管理不適(再指摘) (総務課ほか) ① 取扱規則未制定、受払管理簿(棚卸含む)なし。	複写機トナー等が購入でなくなつたため (賃貸借を含む)、現在は該当する消耗品 はない。
	まち整備課	ウ 所有権未登記土地の整理進捗遅延 ① 平成30年度9月末整理実績74筆、監査時点未処理1,440筆	登記嘱託員を配置して未登記解消に向け努め ている。処理方法としては、地籍の明確化が図ら れている「国土調査完了地区」から優先的に進 め、国土調査実施地区及び未実施地区につい ては、調査の際に分筆処理を実施して解消に努 める。
	総務課	エ 公印等重要印の管理不適 ① 町長印・教育長印等の保管方法、押印記録簿、押印権者を定める管理規則なし。	公印管理規定に定めているが、詳細につ いては、総務課長(公印管理者)通知によ り対応している。契約印の使用につい ても、通知により示している。
	学校教育課 給食セ ンター	オ 学校給食費の収納取扱及び管理不備 (学校教育課、給食センター) ① 監査時点(11月12日)で高小学校の6~10月分多額の徴収金を学校名義口座に長期 間保管し未納付。	【学校教育課】 ・各学校に収納取扱いを徹底するよう指 導した。 【給食センター】 ・11月16日までに完納した。
	給食セ ンター	カ 契約事務不適 (給食センター) ① 随意契約の起案書に随意契約にて取扱う理由の記入なし。	【給食センター】 納付書発送時に綿密な連絡を取り、早 急な納付に努める。
	まち振興課 生活環境課 生涯学習課	キ 補助金取扱事務不適 ① 補助金交付先団体の事務局を引受する町職員が起案書作成等の補助金支出事務を 担当。(双方代理、利益相反)	【まち振興課】 事務取扱職員について、同一とならな いよう対応し、複数人による内容確認を行 う。
	生活環境課	ク 水道料(下水道使用料)の滞納管理不適(生活環境課) ① 長期多額滞納者に対し毎月使用料に満たない少額の入金にて閉栓し給水を継続して いるため滞納累積額が増加。他の給水停止処分若との公平性にも欠ける取扱である。	納付額については各使用者の生活状況 も勘案し、毎月の滞納納付を勧奨してい るが、滞納額増とならぬよう納付額につき 改めて検討し、滞納となる場合は支払督 促等の法的な手続を進めていく。
(2)事業管理に 関する事項		① 株式会社埼町振興公社 (まち振興課所管) 30年度半期末の試算表によれば、依然売上高が減少傾向にあり経費面で削減努力の 跡は見られるものの、不採算状況が続き今年度末の赤字決算は避けられない状況にあ る。東京電力からの損害補償期間も2020年7月迄(残り22か月)で終了することから、現 状のままでは累積赤字が膨張するのみならず近々の資金ショートも懸念される。 同施設の維持継続のためには、公社の抜本的な経営改革は無論のこと町側の対応に ついても猶予は許されない。	【まち振興課】 今年度例月検査を実施し、収支状況の 確認、イベント等の誘客対策についての 検証、修繕工事進捗報告、その他経営管 理・運営を協議している。全社員への意 識改革を図ることにより、電気料等の節 減状態を維持で出来るようになった。タリ アまつりや新規事業のツール・ド・はなわ (自転車レース)の実施により誘客を見込 めたが、以外に工夫を凝らした内容検討 していく必要がある。さらに協議を重ね連 携を強化していく。
	(3)財政援助団 体に関する事 項 (株)埼町振興公 社、(一財)天領 の郷はなわ、埼 町社会福祉協 会、埼町商工 会	② 一般財団法人天領の郷はなわ (まち振興課所管) 30年度9月末の試算表によると、半期の総収入は167百万円で収支差額は1,681千円の 赤字であったが収入のうち、本業以外の収入である補助金、委託料、家賃等が合計14百 万円あり、これらに依存するところが多い収入構造にある。埼町にとって重要な同施設に 対し積極的な支援を惜しんでいないが、将来にわたる法人の自立性、健全性、永続 性を促すためには現在の収支構造、実態、課題を明確化する必要がある。このために町 として必要な改善事項を今年2月2月の随時監査において提起したところであるが現状未措置 であり改善されていない。	【まち振興課】 2月随時監査による指摘のあった、道の 駅レストラン、コンビニエンスストアにつ いて、現状は、指定管理委託先の一般財団 法人 天領の郷はなわへ施設管理を委託 している。 平成31年度に委託内容を変更し、町が 直接双方の施設使用者と契約をし、管理 する方向である。
		③ 埼町社会福祉協議会 (健康福祉課所管) 近年、同業施設の増加による利用者の分散化や国の施策に基づく介護報酬の減額等 に起因する収入の伸び悩みと介護職員の人手不足や人件費水準上昇に伴う支出増等が 目立っている。このため収支状況は悪化し3年連続で赤字経営となっているが収支環境 に恵まれた過去に蓄積された積立金の取崩しにより収支が保たれているが収支環境 町の重要かつ中心的な福祉・介護施設として健全経営を維持すべく、協議会には支出 内容の見直し等の効率化、合理化等の自助努力は当然求められるが、管理委託する町 にも対策が求められる。	状況を確認し、今後、協議をしながら方 向性を決めていく予定。
		④ 埼町商工会 (まち振興課所管) 補助金は、本来明確な交付目的と対象事業の特定、合理的基準による補助額の算出、 実績報告による成果の確認等が求められるが、当会に対する補助金は慣性化し実質的 に運営費補助の現状にある。 地域商工業の振興、活性化のために行政による財政援助の必要性は十分に認められ るところであるので、有効且つ有意義な活用を促し「生きた」補助金とするよう願いたい。	【まち振興課】 補助金の計画的な活用、明確な使途を 実績報告で確認できるように指導する。実 施状況確認を随時行っていく予定。

改善を要する事項

経過及び対応策については、具体的に記載願います。(例)平成31年度予算において、改修を予定している。 ○月○日に精算処理を実施など